



キバナコスモス



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント 個人保証

個人を保証人とする保証契約。すでに包括根保証（保証金額や保証期限に定めがない根保証）は禁止されていますが、個人保証自体を無効とする民法改正の検討作業が進められています。ただし、経営者については、融資を受けられなくなる恐れがあることから、個人保証の規制対象から除外されています。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

雇用保険 失業手当受給の手続き

雇用保険の被保険者が離職し、基本手当（失業手当）を受けるには、決められた失業認定日に住所地のハローワークに行き、職業の紹介を求めた上で失業状態にあることの認定を受けなければなりません。

失業認定日に行けない場合は、失業認定日を変更してもらった証明書を提出する方法がありますので手続きをすることが大切です。これをしないと、その間（二十八日）の基本手当は支給されません。

なお、基本手当の受給期間は、離職日の翌日から一年間で、これを超えてしまうと、たとえ基本手当が残っていても権利は消滅します。

受給資格の決定

Q 離職後に行う手続きについて教えてください。

A 離職後はすみやかにハローワークに行き、求職の申込みをした後、離職票及び必要書類を提出して受給資格の決定を受けます。受給資格が確認されると、受給説明会の日時が指定されます。その説明会で「雇用保険受給資格者証」（基本手当を受け取る資格を証明するもので、失業の認定日には必ず提示しなければなりません）と「失業認定申告書」（求職活動の状況、就職、内職の状況等に関する申告書）が渡されると同時に一回目の失業認定日が知らされます。

失業の認定

Q 基本手当を受けるために必要となる失業の認定について教えてください。

A 失業の認定とは、受給資格者（基本手当を受けられる資格のある人）が就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けない場合、実際に積極的に求職活動を行っている状態にあるか否か等を確認するために行うものです。

具体的には、決められた失業の認定日にハローワークに行き、雇用保険受給資格者証と失業認定申告書を提出し、職業の紹介を求めます。

失業の認定は、原則として四週間に一回ずつ、前回の認定日から今回の認定日の前日（直前の二十八日）までの各日について受けます。

なお、特例として、ハローワークの指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者の失業の認定は、一月に一回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く）について行われます。

失業認定日にハローワークに行けないとき

Q 失業認定日にハローワークに行けない場合は、どうなるのですか。

A 失業認定日を忘れたり、間違えたりしてハローワークに行けなかった場合は、直前の二十八日分の基本手当を受け取ることができません。この場合、受給期間内であれば、後へ持ち越すことができますので、次の失業認定日の前日までにハローワークに行き、新たな失業認定日の指定を受けます。

証明書による失業の認定

Q 失業の認定のうち証明書による認定について教えてください。

A 失業の認定は、本人が直接失業の認定日にハローワークに行き認定を受けることが原則ですが、次のいずれかの理由に該当したときには、その理由を記載した証明書を提出することにより失業の認定を受けることができます。

① 病気またはケガをした期間が十五日未満であるとき（十五日以上の場合は傷病手当の支給対象となります）
その理由がやんだ後の最初の失業の認定日にハローワー

クに行き、受給資格者証に医師等の証明書を添付して提出します。

② ハローワークの紹介により求人者に面接するとき

求人者に面接した後の最初の失業の認定日にハローワークに行き、受給資格者証に求人者の証明書を添付して提出します。

③ ハローワークが指示した公共職業訓練等を受けるとき

「公共職業訓練等受講証明書」をハローワークに提出します。

④ 天災その他やむを得ない理由が発生したとき

その理由がやんだ後の最初の失業の認定日にハローワークに行き、受給資格者証に官公署の証明書等を添付して提出します。

失業認定日の変更

● **Q** 失業認定日自体を変更してもらうことはできるのですか。

● **A** 失業の認定は、あらかじめ定められた認定日に行う

ことが原則ですが、次のいずれかに該当する場合は、受給資格者の申出により、失業認定日の変更ができます。

なお、この申出は、事前に行うことが原則ですが、やむを得ない理由があると認められる場合は、次回の認定日の前日まで申し出れば変更が可能です。

① 就職する場合（ハローワークの紹介によると否とを問わない）

② 証明書による認定を受ける場合

③ ハローワークの紹介によらないで求人者に面接する場合（採用試験の受験を含む）

④ 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

⑤ ハローワークの指導による各種養成施設への入所または各種講習を受講する場合

⑥ 同居の親族または別居の親族のうち配偶者、三親等内の血族若しくは姻族の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合

⑦ ⑥と同範囲の親族が危篤となりまたは死亡した場合
⑧ 父母、配偶者または子の命

日の法事を行う場合

⑨ 受給資格者本人の婚姻（新婚旅行等を含む）または⑥と同範囲の婚姻のための儀式に出席する場合

⑩ 中学生以下の子弟の入学式または卒業式に出席する場合
⑪ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

虚偽の申告をしたとき

● **Q** 虚偽の申告をした場合は、どうなるのですか。

● **A** 虚偽の申告などにより本来は受給資格のない基本手当を受けようとした場合には、その不正行為があった日以降基本手当等は一切支給されない上、不正受給額（不正に受給した基本手当等相当額）の返還が命ぜられます。さらに悪質と判断された場合は、返還を命ぜられた行為により受けた額の二倍相当額以下の納付（いわゆる「三倍返し」）が命ぜられることとなります。

具体的には、次のような場合です。

① 実際には求職活動をしていないにもかかわらず、実績があったこととして失業認定申告書に虚偽の申告を行った場合

② 就職や就労（パート、アルバイト、派遣就業、日雇、研修期間、試用期間等も含む）をしたにもかかわらずその事実を申告しなかった場合

③ 自営や請負により事業を開始したにもかかわらず、その事実を申告しなかった場合

④ 内職や手伝いをした事実、収入を隠したり、偽った申告を行った場合

⑤ 会社の役員に就任（名義だけの場合も含む）しているにもかかわらず、それを記入しなかった場合

⑥ 定年後、積極的に就職しようとする意思及び身体的・環境的に見ていつでも就職できる能力がなく、しばらく失業給付を受け、受給終了直後に年金を受給しようと考えている人が、偽りの申告を行った場合

厳しくなった雇用調整助成金

Q 雇用調整助成金の一部が変更され、支給要件等が厳しくなったそうですが、その概要について教えてください。

A 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金は、平成25年4月1日以降雇用調整助成金に統合されましたが、助成のしくみ自体は従来どおりです）の一部が、下記のとおり変更されました。

- (1) 助成金の支給要件が、助成金の利用開始日（対象期間の初日）が平成25年6月1日（岩手、宮城、福島各県の事業所は6カ月遅れ）以降の場合は、「最近3カ月の雇用保険被保険者数（派遣労働者数を含む）の平均値が、前年同期と比べ10%を超え、かつ、4人以上（大企業の場合は5%を超え、6人以上）増加していないこと」になりました。
- (2) 平成25年6月1日以降の判定基礎期

間から、労働者が休業・教育訓練を行った場合であって、その対象者が所定外・法定外労働をしていた場合は、助成額からその時間外労働時間相当分が控除されることとなりました。

(1)、(2)とも新しい提出書類が必要になりますので、各都道府県労働局等にお問い合わせください。

- (3) 平成25年6月1日以降の判定基礎期間から、特定の労働者のみに短時間休業をさせる特例短時間休業（休業時間は30分単位）について、以下の場合には助成対象でなくなりました。

- ① 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合（つまり、勤務途中における休業は対象になりません）
- ② 短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合
- ③ 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

休業補償

労働者が仕事中にケガまたは病気になり、その療養のため労働できず、賃金が支払われないときは、四日目を以降労働保険から休業補償給付として給付基礎日額の八割相当額（特別支給金二割を含む）が支給されます。休業補償給付が支給されない三日間については、仕事上の災害に限り事業主が労働基準法に基づき、被災労働者に休業補償

（平均賃金の六割）をしなければなりません。この三日間の所定労働時間中に一部労働した（通院のため一部休業した）場合は、平均賃金からその労働時間分の賃金を差し引いた額の六割相当額を休業補償として支払えば足りません。一部労働した場合の休業補償給付の取扱も同じで、支給額は給付基礎日額からその労働に対して支払った賃金を控除した額の八割相当額となります。

社員を雇い入れたとき

新たに雇い入れる社員に試用期間を設けている会社における被保険者資格取得日は、雇入れ日となります。

試用期間とは、社員を採用後、一定期間を設けて職業上の能力、成績、健康等の適格性を評価することを目的に、試みに労働を提供させる期間のことを言いますので、社会保険の適用除外者には該当しません。

この社員に被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）がいる場合は、その雇入れ会社が、配偶者の年金手帳を確認して「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」（「第3号被保険者関係届」と言い、「健康保険被扶養者（異動）届」（3枚綴りの最後の頁にあります）と一緒に提出）を、管轄年金事務所に提出します。

この場合、被扶養配偶者個人が役所で行う手続きはありません。